

○	生活保護法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文	目次
○	生活保護法施行令(昭和二十五年政令第四百十八号) (抄)	1
○	地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) (抄)	4

改 正 案	現 行
<p>（就労自立給付金の支給に関する事務の委託）</p> <p>第八条 法第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者は、被保護者との連絡上就労自立給付金の支給に関する事務を他の就労自立給付金を支給する者に委託して行うことが適当であると認めるときは、同条第三項の規定により、当該被保護者に係る就労自立給付金の支給に関する事務を他の就労自立給付金を支給する者に委託することができる。</p> <p>2 就労自立給付金の支給に関する事務の委託に当たっては、関係の就労自立給付金を支給する者は、協議により当該委託に関する条件を定め、議会の同意を経なければならない。</p> <p>3 就労自立給付金を支給する者は、法第五十五条の四第三項の規定により就労自立給付金の支給に関する事務の委託を行い、又は委託を受けたときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>（進学準備給付金の支給に関する事務の委託）</p> <p>第八条の二 前条の規定は、進学準備給付金の支給について準用する。</p>	<p>（就労自立給付金の支給に関する事務の委託）</p> <p>第八条 法第五十五条の四第二項に規定する支給機関（以下この条において「支給機関」という。）は、被保護者との連絡上就労自立給付金の支給に関する事務を他の支給機関に委託して行うことが適当であると認めるときは、同条第三項の規定により、当該被保護者に係る就労自立給付金の支給に関する事務を他の支給機関に委託することができる。</p> <p>2 就労自立給付金の支給に関する事務の委託に当たっては、関係の支給機関は、協議により当該委託に関する条件を定め、議会の同意を経なければならない。</p> <p>3 支給機関は、法第五十五条の四第三項の規定により就労自立給付金の支給に関する事務の委託を行い、又は委託を受けたときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>（新設）</p>

(負担金及び補助金算出の基礎)

第十条 法第七十三条又は第七十五条(第一項第三号及び第四号を除く。)に規定する都道府県又は国の負担及び補助は、各年度において、厚生労働大臣の定める基準に従つて市町村又は都道府県が法第七十条(第四号及び第六号から第八号までを除く。)、第七十一条(第四号及び第六号から第八号までを除く。)又は第七十四条第一項の規定により支弁し、又は補助した費用の額から、法第六十三条の規定により被保護者が返還した額、法第七十六条の二の規定に基づき支払を受ける損害賠償金、法第七十七条又は第七十八条第一項から第三項までの規定により徴収した額(同条第一項から第三項までの規定によりその徴収する額又は返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収した場合にあつては、当該徴収した額を除く。)及び生活保護のためのその他の収入の額(法第五十条の七第一項に規定する被保護者就労支援事業(第三項第一号において「被保護者就労支援事業」という。)に係るものを除く。)を控除した精算額について行う。

2 4 (略)

(事務の区分)

第十二条 第一条第二項及び第三項の規定並びに第八条第二項及び第三項(これらの規定を第八条の二において準用する場合を含む。)の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定

(負担金及び補助金算出の基礎)

第十条 法第七十三条又は第七十五条(第一項第三号及び第四号を除く。)に規定する都道府県又は国の負担及び補助は、各年度において、厚生労働大臣の定める基準に従つて市町村又は都道府県が法第七十条(第四号及び第六号から第八号までを除く。)、第七十一条(第四号及び第六号から第八号までを除く。)又は第七十四条第一項の規定により支弁し、又は補助した費用の額から、法第六十三条の規定により被保護者が返還した額、法第七十六条の二の規定に基づき支払を受ける損害賠償金、法第七十七条又は第七十八条第一項から第三項までの規定により徴収した額(同条第一項から第三項までの規定によりその徴収する額又は返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収した場合にあつては、当該徴収した額を除く。)及び生活保護のためのその他の収入の額(法第五十条の六第一項に規定する被保護者就労支援事業(第三項第一号において「被保護者就労支援事業」という。)に係るものを除く。)を控除した精算額について行う。

2 4 (略)

(事務の区分)

第十二条 第一条第二項及び第三項並びに第八条第二項及び第三項の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

する第一号法定受託事務とする。

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>			
政令	(略)	政令	(略)
(略)	<p>生活保護法施行令（昭和二十五年政令第四百四十八号） 第一条第二項及び第三項の規定並びに第八條第二項及び第三項（これらの規定を第八條の二において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務</p>	(略)	<p>生活保護法施行令（昭和二十五年政令第四百四十八号） 第一条第二項及び第三項並びに第八條第二項及び第三項の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務</p>
(略)	(略)	(略)	(略)